総務政策委員会会議録

招 集

令和元年8月19日(月) 全員協議会終了後 議会委員会室

出席委員(9名)

(委員長) 門 脇 一 男 (副委員長) 国 頭 靖

石橋佳枝 今城雅子 岩崎康朗 岡田啓介 尾沢三夫 中田利幸 西川章三

欠席委員(O名)

説明のため出席した者

【総務部】辻部長

「調査課」塚田課長 東森行財政調査担当課長補佐 影山主任

[職員課] 松田課長 矢野課長補佐兼人事担当課長補佐 楠担当課長補佐

出席した事務局職員

長谷川次長 佐藤主任

傍聴者

安達議員 伊藤議員 稲田議員 遠藤議員 岡村議員 奥岩議員 土光議員 戸田議員 又野議員

報道関係者2人 一般1人

報告案件

- ・会計年度任用職員制度について [総務部]
- ・特定業務に従事する職員の雇用制度について [総務部]
- ・公民連携対話窓口「いっしょにやらいや」の開設について [総務部]

協議事件

・委員派遣(行政視察)について

午後3時25分 開会

〇門脇委員長 ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日は、執行部から3件の報告を受けまして、その後、委員会の行政視察について協議 したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、会計年度任用職員制度について、当局からの説明を求めます。 辻総務部長。

- **〇辻総務部長** 会計年度任用職員制度についてでございますが、地方公務員法に基づきます会計年度任用職員制度が来年4月に施行されるということに伴いまして、本市におきましても制度の運用につきましてその概要を整理いたしましたので、職員課の担当の楠担当課長補佐のほうから説明させたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- **〇門脇委員長** 楠担当課長補佐。
- **〇楠職員課担当課長補佐** では、会計年度任用職員制度について説明をさせていただきま

す。お手持ちの資料のうち、会計年度任用職員制度についてというタイトルの両面 1 枚物 の資料をごらんください。

資料の冒頭にありますように、地方公務員法に基づく会計年度任用職員制度が来年4月に施行されることに伴い、本市における制度運用について、米子市議会9月定例会に米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案を提案すべく、検討を進めているところでございます。制度の構築に当たっては、国のマニュアルや鳥取県を初め他団体の対応を勘案しながら内部協議を進めたものでございます。

では、1から4の項目ごとに順を追って説明させていただきます。まず項目1、制度施行に伴う任用形態の変更をごらんください。来年度の制度施行時における任用形態の変更を示しています。現在の一般職の非常勤職員と臨時職員は会計年度任用短時間勤務職員で、現在特別職の非常勤職員のうち公民館長、国際交流員なども会計年度任用短時間勤務職員へ任用形態を変更することとしています。なお、会計年度任用短時間勤務職員は、フルタイム勤務ではない会計年度任用職員を示すもので、今定例会に提案を予定しています条例案において定義づけをしようとするものでございます。また、現在特別職の非常勤職員としています交通安全指導員については、会計年度任用職員として任用せずに、業務を委嘱してこれまでと同水準の謝金をお支払いしようと考えております。交通安全指導員を会計年度任用職員として任用しない理由としましては、他団体の対応を踏まえまして、一般職の職員のような任用関係にある必要があると考えたためです。

次に、項目2、報酬関係です。ここでは、条例で規定される主なものと規則で規定される主なものに分けまして列挙しております。条例においては、給与の額及び支給方法に係る基本的事項を規定し、規則においては細則的事項を規定いたします。

まず、(1)の条例において規定される主なものです。報酬の基準としては、正職員に適用されている行政職給料表の1級で定められている額を基準として適用し、その適用の範囲については職務の内容に応じ規則で定めることとします。手当の基準としては、期末手当のほか時間外勤務に係る報酬などが支給されることを定めています。そのほか、日額や時間額の算出の方法などを定めることとしているところです。

次に、(2)です。規則で規定される主なもののうち報酬関係について説明いたします。 まず、報酬の基準の定め方によって、①と②の大きく2つのパターンに分けております。 ①では、報酬の基準を行政職給料表の1級に定めるものとして、その職の区分ごとの基礎 号給及び上限号給の案を示しています。対して②は、個別に報酬額を設定する職の例を示 しています。

①についてですが、報酬の区分を行政職給料表の1級に定めるものとし、職の区分を3つに大別して、行政職給料表の1級におけるそれぞれの報酬の適用範囲を示しています。1、一般業務に従事する職においては一般事務補助職などの職、2、短大卒程度の資格免許を有する職及びそれに準ずる業務の職においては保育士、発達支援員などの職、3、大卒程度の資格免許を有する職及びそれに準ずる業務の職においては保健師、消費生活相談員などの職としており、この職の区分ごとに初任の基礎号給と上限の基礎号給を定めることとしております。また、1、一般業務に従事する職においては、表にありますように、短大卒と大学卒の学歴の方は、初任の基礎号給をそれぞれ9号と17号に定めることとしているところです。

②の個別に報酬額を設定する職としては、本市の正規職員において同種の職がないことなどから、現行の報酬水準等を参考に、個別に金額を設定するものとしています。

次に、3の手当関係についてです。大きな変更点として2点挙げております。1点目は、期末手当についてです。地方自治法の改正によって会計年度任用職員へ期末手当を支給することが可能になりました。本市においては、正規職員の期末手当と同様に年間2.6月の支給割合を考えております。また、支給の対象となる会計年度任用職員としては、原則6カ月以上の任用期間があり、かつ週20時間以上の勤務を常態とする職員と定めることとしております。

2点目は、通勤手当についてです。現在の非常勤職員については通勤距離に応じた金額を支給していましたが、正規職員と同様に、公共交通機関を使用して通勤することを常とする職員については、公共交通機関の定期券相当の金額を支給しようと考えております。

最後に、項目 4 の採用関係についてです。(1) の令和 2 年 4 月 1 日の制度施行に向けた採用については、2 段階の採用方法を考えております。第 1 段階として、①に記載しております現在任用中の非常勤職員等を対象とした選考を、1 0 月から 1 1 月ごろにかけて任用希望者に対して行うこととしています。第 2 段階として、②に記載しております外部公募等による競争試験または選考を 1 1 月から翌年 2 月ごろに予定しています。

- (2)の次年度以降の再度の任用については、人事評価に基づく再度の任用ができる期間を5年間と定め、その5年の間は、同一の職において選考や競争試験を経ずに人事評価に基づき翌年度に再度の任用が可能とするものです。なお、5年の期間が終了しても、本人が競争試験または選考による正規の採用手続を踏んで採用された場合には、新たに人事評価に基づく再度の任用期間として5年を設定することとなります。また、再度の任用の際には、原則として同一の職における会計年度任用職員としての経験年数を加えた基礎号給に基づく報酬の格付となります。次々年度以降も同様となり、再度の任用をされるごとに、職の区分で定められた上限の基礎号給に達するまで、その経験年数を加えた報酬額となります。簡単ではございますが、説明は以上でございます。
- **〇門脇委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

岩﨑委員。

- **○岩崎委員** ちょっと何点か、済みません、お願いします。今回の制度変更で、まず報酬関係なんですけど、現行の体制で同じような状況で臨むんであれば、報酬が全体でふえるのか、減るのか、横ばいなのかということと、あとは交付税措置に何か変化があるのかどうなのかをお尋ねします。
- **〇門脇委員長** 辻総務部長。
- **○辻総務部長** 今の岩﨑委員さんの御質問でございますけれども、報酬につきましては、 1ページ目の下のところにそれぞれ区分を分けて、その上限額、それから初任の基礎号給 というのを書かせていただいておりまして、この範囲内で職や経験に応じて設定していき ますが、今回期末手当が、今まで2カ月を期末手当相当ということでお渡ししていたもの が2.6月になるといった部分もございまして、年収ではふえる要素がありますということ で、基本的にまず大原則としましては、今、その職を勤めていただいてる方の年収は決し て減らないように、少しでもふえるようにということ、それからここである程度職種とか

に応じて整理をしましたので、これにはそれぞれ少し区分を分けて整理していくということも行いつつ、年収では減らないような制度設計を今考えております。

それから、地方交付税措置につきましては、最近のニュース等を見ますと、総務省におきましても全国的にこの部分が大きく金額的にふえてくるというのがございますので、一定の地方財政措置を考えていると。ただ、どのあたりになるのかというのは、今のところまだ見えていないといったぐあいでございます。

- **〇門脇委員長** 岩﨑委員。
- **〇岩崎委員** 次に、ちょっとこれは大したことない話なんですけど、前回この委員会でいるいろ考え方を聞いたときには、この会計年度任用、パートタイマーという表記と、あとフルタイムという表記があったんですが、これはもうばっさりと、何かこういう新しい呼称というか呼び方になっている、これは何か理由があるんでしょうか。
- **〇門脇委員長** 松田職員課長。
- **〇松田職員課長** 国も示しておる言い方が、短時間職員についてはパートタイムという言い方をしております。それが前回説明させていただいたものであったんですけれども、国の示しておりますマニュアルや、鳥取県を初めいろいろ他団体の名称のつけ方等々を鑑みて、このたび短時間職員、パート職員と言っていた職員を、当米子市ではこのような会計年度任用短時間勤務職員という名前でいきたいというものでございます。
- **〇門脇委員長** 岩﨑委員。
- **〇岩崎委員** ちょうどこの間、尾沢委員のほうからも指摘があって、公民館長さんもパートタイマーかよという。これ、でも結構重要なことでして、地域の人にとってみれば、すごくそれ大きなことなんですよね。私もその件を聞いていて、どうだろうなと思っておりました。

関連するんですけど、こういうふうに短時間勤務になるんだということで、それはそれで全体的な職員の総称としてはそうなんでしょうけど、実際の呼称というのは残るんでしょうか。そこら辺はどうお考えですか。

- **〇門脇委員長** 辻総務部長。
- **〇辻総務部長** それは公民館長さんを何と呼ぶかというようなイメージですか。 (「そうですね。」と岩﨑委員)

それにつきましては、公民館長さんは引き続き公民館長さんであられます。

- **〇門脇委員長** 岩﨑委員。
- **〇岩崎委員** それはそうだと思いますよ。それは急に会計年度なんていって、なかなか言いようもないでしょうからね。

あともう一つ、前回のところでちょっと私、質問を投げかけたところの公民館の主事・ 主任、そういった扱いをちょっと一旦保留させてくれという答弁でありました。その後の 検討状況というのを教えてください。何か変わったことがあるのでしょうか。

- **〇門脇委員長** 松田職員課長。
- **〇松田職員課長** このあたりも非常にまだいろいろと他団体の状況やらを伺っておるところなんですけれども、現在のところ、今までの報酬を下回らない設定で、主事・主任はそのまま残すという方向で考えております。今後につきましては、検討の余地があるのかもしれませんけれども、ひとまず混乱を避けるといったところからして、主事・主任とい

う部分はそのまま残していきたいと思っております。

- **〇門脇委員長** 岩﨑委員。
- ○岩崎委員 結局そこの背景として、公民館そのものをどういうふうにしていくのかということ、大きな議論が残っているんですね。公民館というのは、それぞれの地域の自治会活動であったり社会福祉協議会の活動であったり、あるいは教育委員会の生涯学習の場であるとか、いろんな側面がある中で、どう捉えていくのかという議論も同時に進めていっておられるはずなんです。副市長のほうもそういう答弁をずっとなさっておりますので、できるだけ早い段階で、いわゆる地域の活力の源が公民館であるとか、コミュニティの源がそこだというようなことの位置づけを考える中で、やっぱり職員体制もしっかりと考えていかないけんということを、まさに指摘をしておきたいなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。
- **〇門脇委員長** 辻総務部長。
- **〇辻総務部長** 今の岩﨑委員さんおっしゃったとおりでありまして、市民のコミュニティの拠点として公民館の果たす役割はますます大きくなっているということでありまして、以前、もう随分前になりますけれども、市の職員で、今でいう担当課長補佐級の職員が実際1人ずつ各公民館にいたという時代も以前はずっとあったところでございまして、今後そういったことも含めながら、体制の強化、ますます役割を大きく果たしていってもらうというような方向で話を考えているところでございます。以上です。
- **〇門脇委員長** ほかにございませんか。 石橋委員。
- **〇石橋委員** 最初、この案を見たときに、これで賃金などはどうなるのかなというふうに、 というのが、今、非常勤の人が幾らでとか臨時職員の人が幾らでというのを書いてなかっ たものですから、理解できなくてちょっと考えたんですけど、基本的には増額する方向に なっているということなので、一応それはわかりました。

整理されるところが基本的にあるのかなというふうに、さっきのお話を伺ったんですが、 その中でいろんな勤務体制が変わっていくようなことはありますか。

- **〇門脇委員長** 松田職員課長。
- **〇松田職員課長** 勤務体制ということで委員さんからの御質問だったんですが、基本的にはですけども、今も週30時間お勤めいただいています。そのあたりはそのまま継続してお勤めいただこうかなというぐあいには考えています。
- **〇門脇委員長** 石橋委員。
- **〇石橋委員** そうすると、今まで非常勤とか臨時とかいろいろ呼び方があったものが、正職員と会計年度任用職員と一応2つになるわけですか、市の職員も。
- **〇門脇委員長** 松田職員課長。
- **〇松田職員課長** おっしゃるとおりでございます。一部、臨時職員というのも残りますが、 もう臨時職員は正職員が欠けたときということになっておりますので、ほぼほぼ、委員さ んがおっしゃるとおり、正職員と会計年度任用職員ということでなろうかと思います。そ れにあわせて、任期つきの職員、再任用職員というのは従前どおりいらっしゃるものと考 えております。
- **〇門脇委員長** 石橋委員。

- **〇石橋委員** それで、正職員と、この会計年度職員になる人の割合、市の職員の全体に対して、この会計年度職員が何割ぐらい、正職員が何割ぐらいというその割合を教えてください。
- **〇門脇委員長** 楠担当課長補佐。
- **○楠職員課担当課長補佐** 正職員が、人数で申し上げますが、水道局を除いて大体800 人ほどになります。臨時職員、非常勤職員が大まかに数えますと大体500名ほどになり ますので、1,300名のうち800名が正職員、残りの500名が……。

(「会計年度。」と石橋委員)

500ぐらいですか、入っていらっしゃいます。

- **〇門脇委員長** 石橋委員。
- **○石橋委員** 今のお話ですと、本当にそれこそ正職の人が欠けたとき以外は会計年度職員ということですので、ほぼ一年中ある仕事に携わってもらう職員。そして、給与表を見ましても、上限の中でも一番高い55号給の人の17万1,096円という。これ、なかなか暮らしていくのに厳しい給料だと思うんです。いろんな待遇があるとはいっても、やはりちゃんと暮らしていけるような給料で働くということでなければ、なかなか長くその仕事に携わって研修も積んで経験も積んでやっていくということにならないのだと思うんです。だから本当のことを言えば、やっぱりこれは正職でやるべき仕事をこういう会計年度職員という期限つきで雇っているということなんだと思うんです。そういうことではなしに、正規の職員の人でちゃんと回っていくように、長く市の仕事に携わってもらえるようにしてもらいたいなというふうに思います。これは意見です。
- **〇門脇委員長** ほかにございませんか。 今城委員。
- ○今城委員 済みません、ちょっと私の理解があれなのでもう一回伺っておきたいんですが、6月の委員会での説明のときに、2ページ目のところに標準的な移行を想定というようなことを御説明いただきまして、その中で非常勤職員の一般職、非常勤職員の特別職はパートタイムという形になっていくんだということで、そのパートという言い方をやめて、会計年度任用短時間勤務職員というふうに名称を変えるんだということを今おっしゃってくださったところなんですが、そうすると、この臨時的任用職員のフルタイムというところが、分かれてフルタイムの会計年度任用職員とパートタイムというふうに、そういう移行の仕方をするというふうに説明を受けたパートタイムのところは、今言われていたように短時間勤務職員という形になるのかなというふうに、今の説明をお聞きしながらなんですが。ということは、フルタイムっていうところも同じように呼び名としてはこういうふうになるのか、フルタイムの扱いみたいなのはどんな形なのか。おっしゃっていた、例えば産休代用とかっていうような形になるのか、その辺がちょっと理解ができないなと思ったので、もうちょっと詳しくしていただければ。
- **〇門脇委員長** 松田職員課長。
- ○松田職員課長 今いらっしゃる、いわゆる臨時職員という方なんですが、委員おっしゃるとおりフルタイムでお勤めいただいてます。短い期間、期間はいろいろあるんですけれども、フルタイムでお勤めいただいておりますが、この制度が来年度以降始まりましたときには、基本的にはいわゆる短時間でお勤めいただくようになるというふうにして、そこ

は基本的なラインとして考えております。どうしても担当課の所属のほうでフルタイムが 必要だということであれば、そこは協議に応じるところではあるんですけれども、基本的 なラインとしては短時間の勤務ということを今のところは想定しておるところでございま す。

- **〇門脇委員長** 今城委員。
- **〇今城委員** ということは、基本的な考え方として移行という検討をいただいていた中のフルタイムというものは、基本的にはないと。なくなると、基本的には。特例としてある場合もあるけれどという考え方なんですね。そうすると、それに基づいて社会保険等の扱いみたいなことはどうなっていくんですか。
- **〇門脇委員長** 楠担当課長補佐。
- ○楠職員課担当課長補佐 今、臨時職員の方につきましては、我々正職員と同じような共済保険ではなくて、社会保険のほうを使っておるところです。これについては、大きな変更は基本はないというふうに考えております。極端に週の勤務時間が短くなるようであれば社会保険が外れるということはあるかもしれませんけれども、このフルタイムが30時間になるようであれば、それに基づく保険料は変わってきますが、基本的には社会保険の適用ということは変わりません。
- **〇門脇委員長** 松田職員課長。
- **〇松田職員課長** 基本的には、一月以上の雇用期間があって20時間以上の雇用があれば、 社会保険は今までどおり適用になるというふうに考えております。
- **〇門脇委員長** ほかにございませんか。

「「なし」と声あり]

○門脇委員長 それでは、ないようですので、次に、特定業務に従事する職員の雇用制度 について、当局からの説明を求めます。

辻総務部長。

- **○辻総務部長** これにつきましても6月議会の資料の中でその他ということで、今、特定業務に従事する職員の雇用制度というのを新たに考えようとしているということを、少しさわりだけお話しさせていただいたんですけれども、まだ案の段階でありますけれども、御意見も賜りたいと存じまして、きょうお話しさせていただきたいと存じます。説明のほうは、職員課の矢野課長補佐のほうからさせます。
- **〇門脇委員長** 矢野職員課長補佐。
- **○矢野課長補佐兼人事担当課長補佐** そういたしますと、特定業務に従事する職員の雇用制度につきまして説明をさせていただきたいと思います。お手元の資料で、見出しが特定業務に従事する職員の雇用制度となっております1枚物の資料をごらんいただきたいと思います。

これから説明いたします雇用制度は、特定業務という業務に従事する職を新たに創設いたしました上で、その職に従事する方を任期のない正規職員として雇用しようとするものでございまして、その目的は、障がいなどさまざまな困難を抱え働きづらさのある方の事情などに対応できる、また多様な能力の発揮を柔軟に活用できる、そういった職を新たにつくっていくのと同時に、その職を任期のない職と位置づけることで、定年まで働いていただくことのできる安定雇用の機会を設けようとするものでございます。

なお、本件につきましては、今日を迎えるまでに、障がい者にかかわる支援機関、保護者の方々、養護学校の関係者の方々と意見交換をさせていただいてきたところでございまして、今後この制度が創設されれば、それに伴いまして一般職の給与に関する条例につきまして改正が必要となってくるものでございます。

項目1番の業務の内容についてでございますが、現在、職員が担っております数ある業務の中から、補助的な業務や定型的、反復的な業務、軽作業的業務といったものを切り出して集めたものを特定業務と位置づけまして、具体的な内容といたしましては、文書作成等の補助、文書整理、郵便物の取り扱い、不要文書の廃棄、資料のコピー、職場環境美化など、そういったものを考えているところでございます。

採用につきましては、障がいのある方を主眼に置きながらも、その他さまざまな困難を抱え働きづらさのある方々を採用の対象として考えているところでございまして、また給与に関しましては、特定業務のその業務の内容に応じた額を考えているところでございます。あわせまして、従事いただく業務を特定業務から我々と同じような一般の業務に変更するための、言ってみれば転職試験制度というようなものなんですが、内々ではステップアップ制度と呼んでおりますが、こういった制度を設けますことで、御本人の意欲や能力の発揮が認められれば、それに応じて行政職給料表2級以上の職、これは一般の業務に従事する主任級以上の職のことでございますが、このような職へステップアップできる、そういった道を開いていくこともあわせて考えているところでございます。

ここまでが制度の概要に関する説明でございますが、こういった制度の創設もさることながら、障がいのある方などを採用していくに当たりましては、そういった方々に対する採用後の定着支援もとても重要だと考えております。資料の項目 4 番の支援策は、このような考えのもとで書かせていただいたものでございまして、この制度の導入にあわせましてジョブコーチや支援職員の配置、養護学校との連携強化、障がいのある職員と人事担当職員との面談など、こういった定着支援策にもこれから力を入れていきたいと考えているところです。

最後になりますが、資料の項目5番には定数管理について書かせていただいております。この制度による雇用は正規雇用となりますので、定数管理に関しましては定数条例の改正という形で今後管理していくこととなりますが、特定業務に従事する職員は一般の業務に従事する正規職員とは別枠としていきたいと今のところ考えておりまして、規模は10人程度の定数設定を考えているところでございます。簡単ではございますが、私からの説明は以上とさせていただきます。

〇門脇委員長 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

今城委員。

- **〇今城委員** 今、説明いただいた中には、対象者というのは書いてあるんですが、対象年齢とかというのは書いてないんですが、これについての考え方というのを教えてください。
- **〇門脇委員長** 矢野職員課長補佐。
- **〇矢野課長補佐兼人事担当課長補佐** 採用いたします対象者の年齢についてでございますが、年齢の制限は特に設ける予定はございません。
- **〇門脇委員長** 今城委員。

- **〇今城委員** それと、御本人がどのように思われるかというのはわからないんですけど、これまでさまざまな形で職場に適応が難しかった方たちが、休職という形はもちろんあったと思うんですけど、その期間を超えていくという形で退職なさった方たちも何人かあるように私は聞いておるんですけれども、その方たちも再度この制度によって対象となるということが、御本人の希望があれば当然なんですけど、そういうこともあるというふうに考えていいんでしょうか。
- **〇門脇委員長** 矢野職員課長補佐。
- **○矢野課長補佐兼人事担当課長補佐** 内部で詳細に議論したわけではございませんが、一旦退職という形で公務を離れられた方も、当然、御本人の御希望があれば、こういった試験を受けていただく対象にはなろうかと考えております。
- **〇門脇委員長** 今城委員。
- **〇今城委員** その場合、例えば障害者手帳とかの必要性があるなしみたいな形というのは ありますか。その他の条件などあれば、お考えを。
- **〇門脇委員長** 矢野職員課長補佐。
- **○矢野課長補佐兼人事担当課長補佐** 説明の中で若干足りてない部分ではあったんですけれども、基本的には健常者といわれる方、それから障がいのある方といわれる方、いずれの方も受けていただける枠として捉えておりますが、その一方で昨今の社会情勢等々を考えたときに、それと別枠という形ではないんですが、同時並行的に障がい者雇用という形で採用のほうも考えておりまして、その考え方をあらわした表現といたしまして、障がい者の方を主眼に置いた制度だということを申し上げたところでございます。障がい者雇用になった場合には、手帳の所有というところが一つの採用の条件となってまいります。
- **〇門脇委員長** ほかにございませんか。

西川委員。

○西川委員 定数条例についてのほうの検討も書いてあるわけなんですけども、障がい者 雇用については、枠内、枠外っちゅうですか、人数についてちょっとお聞きしたい。

(「法定雇用のこと。」と国頭委員)

法定雇用について。

- **〇門脇委員長** 松田職員課長。
- ○松田職員課長 障がい者枠かどうかというような御質問と承りました。基本的には、今も申し上げたとおり、手帳等で確認させていただく方は障がい者雇用ということになりますが、この特定業務という職で採用させていただきますのは、今申し上げたとおり障がい者にこだわるところではございませんので、ちょっと済みません、わかりにくい説明なのかもしれませんが、基本的にはこの説明させていただいている特定業務というのは障がい者枠ではございませんが、障がい者でお入りいただいた方につきましては、障がい者の方ということでこちらは受けとめて雇用はしていきたいと考えております。よろしかったでしょうか。
- **〇門脇委員長** 法定のことで今言われるのは、人数のことを言っておられるんですが。 辻総務部長。
- **〇辻総務部長** 法定雇用率が今2.5%で、今年度はおかげさまでそれを超えたところで ございますけれども、その2.5%を上回るということがうちの引き続きの目標でありまし

て、この方々も障がい者であればもちろんその中にカウントしていくというようなことになりますし、ここで雇った方によってそれが3%とかになったとしても、それはそれで、その数字で頑張って働いていただきたいというふうに思います。

〇門脇委員長 ほかにございませんか。 石橋委員。

○石橋委員 とてもいいことですけども、とても難しいことでもあるなと思うんです。というのが、障がいのある人といっても障がいは本当にさまざまで、発達障がいの人一くくりでも、いろんな形で得手不得手というか、できることできないことがありますよね。これは全くだめなんだけど、でもこっちの能力は普通の人以上にすぐれているという人がたくさんいます。だから、そこのいいところはしっかり気にしつつ、しかしステップアップの試験を受けて受かったからといって、ほかも押しなべてそれに応えよというのはとても無理な話なので、そこら辺のところが制度としてはとても難しいなというふうに思っておりますが。だから、そこをカバーしていくのにはとてもいろんな手が必要だというふうに思ってまして、この方々と一緒に働いていく人なのか、回りにそれなりの条件がなかったら難しいことだと思うんですが、その辺はどんなふうな考えですか。

〇門脇委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 まさに石橋委員のおっしゃるとおりでありまして、今、法定雇用率が 2.5%ということを申し上げたんですけれども、いわゆる障がい者の方が今二十数人いらっしゃいまして、30時間勤務の方なんですけれども、やはりさまざまな特徴を持っておられます。おっしゃいますように、非常に秀でた能力を発揮してくださっている方があったりもいたしまして、我々のほうが教えていただくといいますか、成長させていただくような場面も多くて、やはり一緒に仕事することは意義深いことだなということを日々感じております。ジョブコーチや支援職員の配置といったことは、ここに書かせていただいておりますけれど、今既に働き出した職員のためにもこの制度が充実すべきだと思っておりまして、今の特定業務の雇用制度というのが形になるならないにかかわらず、ここの部分は、今もうこれを早速やっていくということで準備をしているところでございます。

最終的に、やはりこの制度を立ち上げたっていうことは、障がい者に限定するものではないんですけれども、任期の定めのないそういった雇用形態というのがなかなか、さっき石橋委員さん、会計年度の中でもそうだったらいいなとおっしゃったんですけれど、とりわけ障がい者の方に対しては、そういった門戸を開くといいますか、そういったところが不十分であったかと思いますので、そういった意味でも長く勤めていただける、またフォローの体制もしっかりしていかなくてはいけないということで、今、最初に補佐の説明がありましたけど、支援機関であったり保護者であったり養護学校の関係者の方であったりといったところの皆さんにいろいろ教えていただきながら、これを何とか前に進めていきたいというように、今そういうところでございます。

〇門脇委員長 石橋委員。

〇石橋委員 ぜひ、いい体制をつくっていただきたいと思います。それができると、いわゆる健常者といわれてる人たちも含めて、とても働きやすい職場になっていくと思います。

〇門脇委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

〇門脇委員長 それでは、ないようですので、次に、公民連携対話窓口「いっしょにやらいや」の開設について、当局からの説明を求めます。

辻総務部長。

- **〇辻総務部長** 公民連携対話窓口「いっしょにやらいや」ということで、全く新たな窓口の設置を今考えております。民間事業者の皆様方の多様な柔軟な発想をいただきまして、我々の事業がコストをある程度抑えつつ、我々公務員だけでは思いつかないような充実したサービスを目指して提案を求めていきたいといったことを考えております。説明は、調査課の影山主任のほうからさせます。
- **〇門脇委員長** 影山調査課主任。
- **○影山調査課主任** それでは、公民連携対話窓口「いっしょにやらいや」の開設について 御説明いたします。初めに、窓口の名称「いっしょにやらいや」でございますが、本委員 会での案件報告の際には「いっしょに」の部分を漢字として報告しておりましたが、最終 的に「いっしょに」は平仮名とすることといたしましたので、本日、資料でお配りしてお ります平仮名による名称が正式な名称でございます。

それでは、窓口設置に至った背景、趣旨についてまず御説明いたします。本日、別添として資料をつけさせていただいておりますが、本市では平成30年4月に米子市における民間事業者等との連携協力に関する基本方針を策定いたしました。この基本方針は、行政サービスの提供など公共経営において、民間事業者を初めとする地域の多様な主体との連携協力に向けた取り組みの推進により、施策や事務事業の効率的かつ効果的な実施を目指すことを本市の基本方針としたものでございます。これまでの行政と民間との連携協力におきましては、行政サービスの実施主体は行政という仕組みのもと、あらかじめ市が組み立てた事業スキームに基づき、事業実施の段階での民間委託や指定管理といった手法による連携が主なものでございました。そこで、このたび民間との連携協力を従来より早い段階、事業の発案、構想段階から行うことにより、事業の効果的、効率的な実施や行政サービスの向上を図ることを目的として、民間事業者の柔軟かつ自由な発想による提案を受け入れ、市と提案者が対話を通じてその事業化を目指す仕組みとして、本窓口を設置することとしたものでございます。

項目1、窓口の概要についてでございますが、まず提案の対象とする事業等は、法令に 基づき市が直接実施しなければならないもの、許認可等の公権力の行使に当たるもの等、 特別なものを除き、市が実施する全領域の行政サービスといたします。

次に、提案の区分でございますが、求める提案は、対象事業を市が直接的に実施する場合に比べてコストやサービスの面で優位性が認められるものとし、あらゆる施策分野に関する民間事業者等の自由な発想による提案を自由提案、市があらかじめ提示する特定の事業、課題等に関する具体的な提案を特定課題提案として募集いたします。自由提案が比較的緩やかなアイデア段階の提案を含むものであるのに対し、特定課題提案は課題に対する具体的かつ詳細な提案とし、市が特定の課題が生じた際に必要に応じて募集するものといたします。なお、提案募集に際し市から提示するテーマにつきましては、現在庁内において調整中でございます。

次に、提案者の要件でございますが、提案内容を実施する意思及び能力を有する民間企業等といたします。また、窓口の設置場所及び開設時期につきましては、窓口を総務部調

査課に設置することとし、本年8月中の開設を予定しております。

続きまして、項目 2、窓口(本事業)の特徴について、これは主に自由提案における特徴になりますが、2点御説明いたします。

まず1つ目としましては、提案者と市との対話による公民連携事業の創造でございます。これは、民間事業者からいただいた提案について提案者と市が継続的な対話を行い、対話において双方が有するさまざまな知識、情報、ノウハウ等を寄せ合い、提案内容を磨き上げ、協力して事業をつくるというものでございます。繰り返しになりますが、これまでの公民連携が事業の実施段階での連携によるものであったのに対し、今回の窓口の設置により対話というプロセスを組み込むことによりまして、事業の発案、構想段階からの民間事業者との連携を目指してまいりたいと考えております。

次に、2つ目、提案者に対するインセンティブ付与でございます。これは、提案する側にも提案や対話に際して時間、費用といったコストがかかります。この提案者側のコストへの配慮、及び民間事業者等の提案に対する興味、やる気を高め、有意義な提案がなされるよう、事業者選定段階において、提案が採用された事業者に対してインセンティブを付与するものでございます。なお、インセンティブについては、提案の内容や性質等を踏まえて個別に設定することとし、場合によっては設定しないこともございます。また、インセンティブの具体的な内容につきましては、事業者の選定評価における評価点の加点というものを想定しております。

続きまして、資料裏面、提案処理に流れに移ります。提案の処理方法の基本的な流れにつきましては、次の2つの方法を設定いたします。1つ目は、左側、対話により事業を創造し、改めて事業者を公募する方法でございます。これは市と提案者との対話により事業をつくり、事業案の審査を経て、事業実施者の募集、選定に当たっては改めて公募を行うもので、自由提案の処理において用いる方法でございます。また、事業者の選定においては、必要に応じて先ほど御説明したインセンティブの付与を行うこととしております。

次に、右側、公募プロポーザル方式に準じて審査・選定を行う方法でございます。こちらは自由提案とは異なりまして対話のプロセスは設けず、提案書を受理した後に事業提案とあわせて事業実施者の選定も行うもので、特定課題提案において用いる方法となります。

最後に、項目4、周知等についてでございます。窓口及び制度の周知につきましては、 市ホームページや報道機関を通じた情報提供といった通常の方法に加えまして、本事業に おいて、ぜひ提案者、事業実施者になっていただきたい団体との関係、つながりのある商 工会議所を初めとする各経済団体、またPPPやPFIの知識や情報を持っておられるほ か、地域の事業者とのつながりが深い金融機関等で構成される米子金融会、これらの団体 と協議を行いまして、必要に応じて周知、説明を行うこととしております。説明は以上で ございます。

○門脇委員長 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

(「委員長、1点補足が。」と塚田調査課長)

塚田調査課長。

〇塚田調査課長 この窓口を設置したという背景でございますが、かなり全国的にこうい う窓口設置というのはいろんな自治体で進んできておりまして、それで、実はその背景に あるのが、もともとは公共施設を有効利用、特に合併市町村なんかがたくさん公共施設を、遊休資産を抱えておられるということで、いわゆるPPPということで、民間の方に使っていただいて有効活用していこうという流れが、そもそもこういう窓口設置の動きの大もとでございます。それがありますので、実はこの窓口については、既に設置済みの窓口というのはファシリティーマネジメントといいまして、公共資産の活用を専門に受けるような窓口ということで設置をしておられるのが大半のケースでございまして、いまだにそういうような公共施設、FMといいますけどファシリティーマネジメント専門の窓口のところのほうが多いようでございます。鳥取市が先行して窓口をつくっておられます。やはりファシリティーマネジメント専門の窓口というふうになっておりますが、米子の場合は少しそういったところをぬきんでて、山陰両県下では恐らく市町村で初めてになろうかと思いますが、FM、ファシリティーマネジメントだけではなくて、ソフト事業やそういうもの、あらゆる行政分野にも提案を受けていくという窓口で設置をさせていただくようなものでございます。以上でございます。

〇門脇委員長 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

岡田委員。

- **○岡田委員** 特定課題提案というのもあるということなんですけど、今、現実に特定的な何か課題みたいなものを想定しているというのがあるんですか。こういう特定課題を窓口を設置したらやりたいというような案というのは。具体的に。
- **〇門脇委員長** 塚田調査課長。
- **○塚田調査課長** 先ほど影山も申し上げましたけど、現在、庁内でそういった課題をいろいるな部局から寄せ集めまして調整中でございまして、幾つか設定できるものがあるのではないかと思います。
- **〇門脇委員長** 岡田委員。
- **○岡田委員** 先ほどファシリティーマネジメントを全国的にやっぱりよくやってるということだったんですけれども、それこそ先ほどやってましたような庁舎再編についての提案なんかも募集してみられたらおもしろい、どこまで具体的にやるのかどうかというのは別にして、やってみられてもおもしろいなというふうにちょっと思ったんですけど。

あと、自由提案というのは、本当にこれ自由なんですか。これいろんなテーマに関して 民間の方が、私はこういうふうに、さっきおっしゃったように不動産の有効活用というこ とだけじゃなくて、例えばまちづくりとか地域づくりとかっていうようなことも含めて、 こういうようなことをやりたいんですけれども、こういうふうにやったらどうでしょうか っていうのを当局と対話をしながら、何か具体的にさせてもらえるということだと考えて よろしいんですか。

- **〇門脇委員長** 塚田調査課長。
- **○塚田調査課長** 今、岡田議員がおっしゃるとおりでございまして、まさしくこの窓口の名前についております「いっしょにやらいや」ということで、行政とそういう提案者が一緒になって、公民連携事業としてやりましょうというのを前提にしております。ただし、先行してこういうファシリティーマネジメント以外のものも含めた窓口設置をしておられる自治体に確認をしますと、提案の質というのもかなりのやっぱりレベルがありまして、

非常に軽微なものとしては、まちづくりの包括連携協定をしましょうなんていうのも提案 として結構あるようでして、私どももちょっと具体的にどういう提案が出てくるのかとい うのはなかなか想定し切れないところもありますが、基本的には、やはり提案者の方と一 緒になって事業をお互いに協力しながら仕立てていくと、そういうような気持ちでござい ます。

- **〇門脇委員長** 岡田委員。
- **○岡田委員** ぜひ、市民参加の行政サービスということにも当然つながるわけですので、 いろんな提案が上がるように、私もいろんなところで広報していきたいと思いますので、 頑張ってください。
- **〇門脇委員長** ほかにございませんか。 今城委員。
- **〇今城委員** とてもいいことだなと思いまして、希望があるんですけれども、私も実は、 かわまちづくりのときに、あのままの形とかではとても人が呼べるような内容じゃないよ ということを事業者さんからの提案もあって、観光課にもそういうことを、こういう御意 見があるよってことで一度セッティングしたらどうかなという話とかもしたんですけれど も、先行して協議会みたいな形で進んでいるということだったので、そこで最初のときか ら入りたいというふうなことをおっしゃってたんですけども、それが今、状態としてはな ってないという感じではあるんですね。そういう意味では、これとてもいいことだと思う し、そういう方はたくさんいらっしゃると思うんです、市内の飲食の事業者さんだったん ですけども。そういう意味では、人がたくさん来て、喜びもあって、おいしいものも楽し いものもということをいっぱい自分のところに、そしてそれも提供したいと思う方がすご いたくさんいらっしゃることは間違いないと思うんですけど、それを一体どこに投げたら いいのかということがわからなかったので、これはとても、そのところがありますよ、例 えばああいうことも、こういうこともっていうふうに、ある程度広報の段階でも、例えば こんなことあんなこと、先行してもうスタートしてるものでも、もし今精査してそういう ところに参画してもらえるということだったら、これはとてもいいことではないかなとい うふうに思っているので。先ほど各庁内で精査中だということではあったんですけど、も う一度、新たなものとしての精査はもちろんですけど、今動き始めてるけどもそこに入っ ていけれるものというのがあるならば、よりよい提案になるなら、それはとてもいいこと ではないかなと思いましたので、その辺もちょっと精査の一つに入れていただければなと いうふうに思います。
- **〇門脇委員長** 答弁を求めますか。

塚田調査課長。

〇塚田調査課長 実際、対象事業は全領域の行政サービスというふうに書いておりますが、これは今、現に市が実施をしている行政サービスもひっくるめての話でございます。今、こういうやり方でやってますが、こういうやり方をするともっといい効果が生まれるんじゃないですかとか、そういった提案ももちろんありだというふうに思っております。

それともう一点、実はこの窓口の特徴として、提案者と市との対話という言葉を使っております。対話というのは少し抽象的な概念なんですけども、お互いにいろんなノウハウやそういう資源を持ち寄って、積み上げていって事業をつくっていくということなんです

けども、裏のほうには定型的な事務の流れは示してはおりますけども、例えば対話の中で、この対話を進めるのは提案者の方、そして我々市ですが、マンツーマンで進めてはいくんですけども、この対話の中で必要があればもっとたくさんの関係者の方の意見を聞こうじゃないかと、そういうことがあればそういったような仕掛けをつくる。あとは専門的な立場の方から意見を求めたほうがいいんじゃないかということも出てくるかもしれません。そういった場合には、やはりそういう専門的な機関やそういうところにも相談をかけたりというような。あとは、ちょっとやってみたほうがいいかもしれんななんていうことも、そういうちょっとトライアルみたいなことも要るかもしれないと。そういうようなことであれば、それはまた、余りやり方にとらわれずに、そういうやり方自体も柔軟に、そのときそのときで一番いい効果的な方法をとっていくようなことができればなということで。実際に各課がその行政領域に応じてお相手をしていくわけなんですが、その点は非常に注意をして、あんまり画一的なやり方をしないように、柔軟にそういうような進め方をしていくことを指導していきたいというふうに思っています。

- **〇門脇委員長** じゃ、石橋委員。
- **〇石橋委員** 関連してるんですけど、この自由提案の分を聞いたときに、ひょっとしたらもう既にいろんな声を聞いておられて、これはこういうことでやったほうがいいんじゃないかななんて思っておられることがあるんじゃないかなというふうに考えたんですね。一つが、空き家対策の委員会を傍聴したときに、一般の業者さんで不動産関係の方が入っておられて、その発言なんかがすごく活発だったので、それがすぐ浮かんだのでそれを思ったんですけど、そういう具体的にこういうところに取りかかれるんじゃないかみたいなのは、今はないんですか。
- **〇門脇委員長** 塚田調査課長。
- **○塚田調査課長** 具体的な玉といいますか、そういったものが、今持っとるものがあるんじゃないかってことなんですけど、ちょっと庁内的にそこまでの調査はしておりませんので、はっきりしたことは申し上げられませんけど、窓口を設置されたらそういうものが幾つか出てくるんではないかなという気はしております。 具体的にこういうものが今、実はありますよということはちょっと申し上げられないんですけど、そういうのが最初ぽんぽんと幾つか出てくるのではないかというような気持ちはしております。
- **〇門脇委員長** ほかにございませんか。 国頭委員。
- **○国頭委員** これは審査とか何かは調査課がされるんですよね。それで、審査に当たっては予算等も含めた提案があっての審査だと思うんですけど、最終的な決定はどこがされるのか、調査課がされるのか。そのあたりをちょっとお聞きします。
- **〇門脇委員長** 塚田調査課長。
- **○塚田調査課長** 実は、2ページ目の提案処理の流れを見ながらちょっと説明をさせていただきたいと思いますが、この自由提案のほうをごらんいただきますと、上から4つ目の事業案の審査ということで、これはどういう形でやるのかというと、庁内の組織によっての審査、行政がやることですから公益性があるとか公平性やそういうものを審査をしなきゃいけませんので、本当にやっぱり住民のためにきちんとしたメリットがあるのかとか、そういう観点で、行政の事業になり得るのかどうなのかという審査は最終的に庁内組織で

行いたいというふうに思っております。本部長が市長のそういう庁内組織で行いたいとい うふうに。

- **〇門脇委員長** 予算について。
- **〇塚田調査課長** 予算については、それでもっていいじゃないのかということになりましたら、これは担当領域の原課がやはりきちんと予算を措置するようなことになっています。
- **〇門脇委員長** 国頭委員。
- **○国頭委員** 市長がトップの組織で決定されるということですが、ほかの自治体の先行事例もあると思いますので、しっかりとそのあたりは調査してみながらしていただきたいなと思うんですが。

あと、インセンティブ付与ということなんですけど、自由提案のみ付与されるということですけど、これは具体的な内容というのは決まってるんですか。

- **〇門脇委員長** 塚田調査課長。
- ○塚田調査課長 これも先ほどの説明の中にございましたが、このインセンティブの内容というのは、提案募集の方法、提案の内容、性質等を踏まえて個別に設定するというふうになっております。提案の内容、性質等から付与しない場合、価格競争なんかにさらさなければならないような案件はどうしてもありますので、そういうものについてはインセンティブを与えることができませんので、そういうインセンティブをあえて与えないものもありますが、影山のほうが申し上げたように、例えば公募型のプロポーザルになった場合には評価点の10%程度が適当ではないかなというふうに今思っておりますが、ただそのほかの選別方法というのもありますので、それぞれの御提案の内容等に応じて検討したいと思ってます。
- **〇門脇委員長** 国頭委員。
- ○国頭委員 事業費の10%ですか。
- **〇門脇委員長** 塚田調査課長。
- **○塚田調査課長** 評価点の10%を上限にっていうところぐらいが適当ではないかなというふうに、今のところ思っております。
- **〇門脇委員長** 国頭委員。
- **○国頭委員** 提案した人がそのまま事業をしたいということもあると思うんですけど、そういった提案した人がとりやすくするということではないんですよね。そういったインセンティブということではないんですね。
- **〇門脇委員長** 辻総務部長。
- **○辻総務部長** さっき塚田課長も申し上げましたけど、公募型プロポーザルということをしたときに、例えば3社、4社の人がこういった内容でどうかって出てきたときに、一番最初に提案をしてくださった業者さんについては評価点に10%の上乗せをした状態で、それで3社なり4社なりを選定する。ですので、よそが余りにもといいますか、ぬきんでていた場合は、その10%のインセンティブがありましても、ほかの業者さんが事業を実施されるということはあり得るというような考え方でございます。
- **〇門脇委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

〇門脇委員長 それでは、ないようですので、総務政策委員会を暫時休憩いたします。

午後4時25分 休憩午後4時27分 再開

〇門脇委員長 ただいまより総務政策委員会を再開し、委員会の行政視察について協議を したいと思います。

配付しております資料に基づいて協議を行いたいと思います。きょう、これ、今城さんからありますか。

- **〇今城委員** 済みません。
- **〇門脇委員長** ほかの方は、本日特段ないですね。

[「はい」と声あり]

〇門脇委員長 じゃ、提出者の委員の方、なるべく簡潔に、資料がついておりますので簡潔に御説明をいただきたいと思います。

岩﨑委員から。

- **〇岩崎委員** 私、1、2、3、いずれも公共交通機関ということで、今話題のというか、本市でも絶対これは課題であると思っております。たまたま埼玉県が3つになっちゃったのであれなんですけど。ただ、はっきり言いまして、前回、先月もうちの会派で行きましたけど、公共交通機関を見るのであれば、大体同じ行政面積、大体同じ人口規模ということが大前提になると思います。前回行ったのはちょっと都会が1カ所あって、全然これはだめだなと、あんまり視察の意味がないというふうに思いましたので、そこで人口と行政面積をちょっと調べたら、私、1、2、3 の中では1番だけ、加須市が、ちなみに……。
- **〇門脇委員長** これ何て読むの。
- **○岩崎委員** 「かぞ」市。「かぞ」と読みます。加須市で、人口が11万3,000、行政面積が133キロ。ちなみに、米子は132キロでありますので、ほぼほぼ同じ。何かといったら、米子も弓浜があって南部があって中心があって淀江があるみたいな、同じような感じなんですね。だから同じパターンがあって、いろんな組み合わせによってこれが成立しましたよみたいな話になってるので、もう私、1、2、3の、2、3を捨てて、1番だけ、ぜひお願いしたいなというところはあります。あと、それをもし採用してもらうんだったら、関東中心になりますのでもう航空機利用ということで、その辺も考慮に入れていけばなというところはありますので、意見として言わせていただきます。
- **〇門脇委員長** それでは、次に、石橋委員。
- **〇石橋委員** 私もコミュニティバスと思ったんですけど、どうも聞いたところでは、政英会さんはもう視察で豊岡に行かれたそうでして、もう行かれちゃったかと思うんですけど。やっぱり幹線路線でカバーできない部分があって、それを「イナカー」というのでつないでいたり、あるいは民間というか地域が頑張って「チクタク」を回してるというのはとっても行ってみたいなと思ったので。人口はちょっと違うけど。
- **〇門脇委員長** じゃ、次、国頭委員。
- **○国頭委員** 私も5、6、7と、公共交通だけなんですけど、5番の富山県の射水市、公共交通、コミュニティバスと、それからデマンドバス、2つやっているとこなんですね、併用して。8割ぐらいがコミュニティバスで、過疎のところ中心にデマンドバスをやってるところでして、広さは米子の倍ちょっとありますけど、人口はちょっと忘れたんですけど……。

- **〇岩崎委員** ここは109。
- **〇国頭委員** 109ぐらいですか。
- **〇岩崎委員** 109平方キロだけん、米子よりも小さいけど。人口もちょっと小さいわ、 9万です。ちょうどベスト。
- **○国頭委員** いいのかなという思いがありました。私は、やっぱり一押しは射水市です。 6番は、新潟は70万の都市、大きいですので、ちょっと先ほど岩﨑さんが言われた感 じからすると、これは新しいシステムでありますけども、中心をトランジットで結ぶとい う形でやっておられますけども、これは一つの案です。

もう一つ、長野県上田市なんですけど、上田市は、ちょっと資料がついてますけども、多分市の持ち出しになると思うんですけど、100円とか200円とか300円ぐらいで市内のバスの運賃を低減してまして、最高でも1,000円以上するところでも500円までに下げて利用してもらってると。その分だけ差額は市が負担してるのかなとは思うんですけど、こういった取り組みをやっておられますので、上田市も……。

- ○岩崎委員 ここは552平方キロ。超山の中。
- ○国頭委員 かなり広い。
- **〇岩崎委員** イメージ的には出雲市とかね、あんな感じ。
- **〇石橋委員** ちょっと違う感じかな、米子と。
- ○国頭委員 広いですね。
- **〇岩崎委員** もうとんでもない山の中もあれば、若干の都会地がある。
- ○国頭委員 人口が一緒ぐらい。
- ○岩崎委員 人口は同じぐらい。
- **〇国頭委員** 同じぐらいですか。
- ○岩崎委員 人口は15万人だ。ちょうど同じです。行政面積が約3倍。
- **〇尾沢議員** 真田の郷だもん。
- **〇国頭委員** 米子の未来を考えて。そういうことを考えてみました。以上です。
- ○門脇委員長 じゃ、次、8番は私ですけども、きょうもいろいろ議論がなされましたけど、市役所の新庁舎の整備に向けた取り組みですけども、どっかずっと借地で建っとるとこはないかなって調べましたら、ちょっと市は小さいですけども、小野市が敷地の約8割が借地ということで、ずっと、どうするかこうするかっていろいろここも議論がなされて、新しく土地を求め、購入して新しく建てるんだという方向が、ここは2年ぐらい前に決まりまして、新庁舎を建設するというふうに決まったところでございまして。それで全国的になかなか、調べたところ、ちょっと借地に建っとるところというのは本当にインターネットで見てもなかったので。
- **〇岡田委員** 多分、小野市と米子市くらいでしょうね。
- **〇門脇委員長** わかんないですけど、ヒットしたのはここだけだったので、そういうところで今、先んじてそういうふうな市庁舎、借地とおさらばして新しく建てるということになってますので、そのずっとプロセスをここへ行って聞いてみたいなっていう思いがあって、ちょっとここを出させていただきました。

じゃ、次、今城さん。

○今城委員 済みません。資料をきょう見ましたら、いやいや、もう何か公共交通ばっか

りなんでちょっとどうしようと思って、何か責任をちょっと感じつつ、皆さんのお供する という気持ちだったんですけど、ちょっと責任も感じたので。

一つは松山市の選挙コンシェルジュというところで、これ総務省なんかが、資料にもあるんですけど、何回も表彰とかもされているぐらいの内容であるということで、学校の中でするっていうのもありましたし、さまざまな形でコンシェルジュとして若者に、自分たちが自分たちの立場として発信をすることによって、ほんの少しですけれども投票率も上がってきてるというので、全国でもちょっと注目されているというとこがあって、うちの会派でもこれしたかったんですけど、なかなかちょっと日程が合わなかったということもあって、内容的にはどうかなと思って、一つ提案です。

あとの3つの分は、きのうちょっとうちの党のほうで、きょうの話にもありましたけど、ICTをこれから活用して、大きなデータなどの高速処理も含めてやっぱりスマートシティをきちっと組み立てていかないといけないという勉強とかをしてきたんですけど、そういう中で、幾つかそういう先進事例がないかなというところで、ちょっと3つぐらいどうかなと思って出してみたところです。ほかにも、例えば農業関係だとかいろんなものがあるんですけど、内容は農業のことだけど、ICTを使っての地域活性化なんだということで総務省が出しているところなので、幾つかピックアップしていけばどうかなと思いながら、委員会としてやっていけそうな内容でちょっと2つ、3つという感じでピックアップをしてみました。

- **〇門脇委員長** ちょっと確認。一つは、今の選挙のことは松山市ですよね。
- **〇今城委員** 松山市です。
- **〇門脇委員長** それからICTのところが熊本市と千葉市で、もう一つも千葉市ですね、 さっきの。あれ、これは違うんだ。
- **○今城委員** これは、福岡の糸島市っていうところです。島になってるのでちょっと行きにくいかもしれません。場所がちょっとばらばらですけど。あと地域が、あっちに行くかこっちに行くか決まったときに、このICTの活用のサイトでもう一回検討することもできるので、内容的にはICTというので、この総務省のサイトで先進事例を見れば幾つかは出せるなっていう。余り場所にこだわらずに出したんですけど。
- **〇門脇委員長** それでは、出そろいましたけど、委員の皆さんから御意見がございました ら。
- ○岩崎委員 あんまりこれがいい、これが悪いというのもなかなか正直言いにくいんですが、地域を固めませんかということで思えば、多分思いは一緒だと思います。僕は、希望としては航空機がいいだろうということで、関東周辺でいえば、例えば千葉と加須市との組み合わせで、もう一つ何かその周辺とか、飛んで新潟とか長野とか、そんな感じかななんて思うんですが。今、新幹線、速いですからね。東京から長野へ行って、極端に言えば富山までも走ってますから。
- **〇門脇委員長** 富山行って、また兵庫に帰ってきてもいいですよ。
- **〇岡田委員** 僕、個人的には、庁舎のこれを聞きたいなと思うんです。同じ借地でしょ、 これ。
- **〇門脇委員長** そうです。
- ○岡田委員 借地を解消するわけでしょ。

- ○門脇委員長 はい。
- **〇西川委員** すごいいろんな分散されとるな。
- **〇門脇委員長** そこは分散されとるんですよ。今の米子市みたいな感じです、今の。
- ○岡田委員 タイムリーだなと思って、これは行きたい。
- **〇岩崎委員** 関東周辺ないんですか、そういうの。
- **〇門脇委員長** わからないです。ちょっとヒットしたのが……。
- ○岡田委員 市で借地ってほとんどないよ。全国で2つか3つぐらいしかないと思う。
- **〇門脇委員長** 前、山川さんが言ったときに、どこだかしかないとかって言われたときがあった。
- **○国頭委員** でも、行政視察の何か先進見ると、市庁舎の新庁舎っていうのは結構ヒット するんですよね。
- **〇門脇委員長** 新庁舎のやつはある。でも、庁舎の借地のがない。
- **〇岩崎委員** 問題は借地なのか。分散してるとか、行政効率をどう考えるかみたいなものを見たいので。
- ○岡田委員 市だと2つぐらいしかないはず。米子市と、あと1個か2個。
- **○佐藤議会事務局主任** 町が1個、何かあったような。
- ○岡田委員 だったかいね。もっとないっけ。だけんこの……。
- ○西川委員 気になるな。
- **〇岡田委員** だから物すごいたたかれる。だから怒られる。じゃ、小野市行って松山市行って……。
- **〇門脇委員長** 別に、飛行機で行ってから帰りに新幹線を使って帰ってきてもいい。
- **〇岩崎委員** どうですか、これで委員長、副委員長に一任どうですかね。ある程度、意見を出し尽くしたので。
- ○今城委員 意見としては、どこも同じですけど、今後をやっぱり考えていくと、若者に対する主権者教育も含めてのことというのはやっぱりどこも悩みの種だとは思うので、ちょっとこの辺は1回ぐらい委員会として触れておいたほうがいいかなっていう気持ちがします。やっぱり皆さんおっしゃってるみたいに、タイムリーっていうよりも、やっぱり今後、委員会なのか、それとも特別委員会なのかわからないですけど、議員として市庁舎問題というのはやっぱりどうしても避けては通れないってことは誰もがわかってるので、ここら辺がもし相手が受けていただけるんだったら、この辺中心にしていただけるととてもいいかなみたいな。
- ○石橋委員 兵庫と四国なら。
- **〇門脇委員長** ほかにあったら言ってください。最後、僕らに任せられるけど、またちょっといろんな方に意見聞いてみて。じゃ、皆さん、いいですか、委員長、副委員長で。

[「はい」と声あり]

- **〇門脇委員長** 順番は決めますので、それで上から当たってもらって、受けてもらえたら。
- **〇尾沢委員** 日は決めたかいな。
- **〇門脇委員長** 今、決めます。これから決めます。 では、日程について協議したいと思います。

皆さん、ちょっと予定表はないですか。わかりますか、大丈夫ですか。持ってきてください。

暫時休憩します。

午後4時41分 休憩午後4時43分 再開

〇門脇委員長 それでは、委員会を再開いたします。

では、日程について協議したいと思います。

まず、事務局のほうから、候補日として①、10月28日から11月1日の間の3日間、3日って決めてないですけど、3日間で、皆さん、よろしいですか。

[「異議なし」と声あり]

○門脇委員長 じゃ、10月28日から11月1日のうちの3日間。それから、②としては11月5日から11月8日までのうちの3日間。とりあえず皆さんの御意見を聞こうと思いますが、ちょっとこの日は都合が悪くて避けてもらいたいんだけどなというのがありましたら言ってやってください。

岩﨑委員。

- **〇岩崎委員** 本当言いにくい、とっても言いにくいんですけど、ちょっと外れるというか、 5日だけです。
- **〇門脇委員長** 11月5日。
- **〇岩崎委員** 5日、月曜日だけ外してもらったら、あとはもうどこでも。
- ○門脇委員長 ほかに。
- **○尾沢委員** 私も5日外してもらったほうがありがたいかな。
- **〇門脇委員長** ないですか、ほかの皆さん。 どうぞ。
- **○今城委員** できれば、5日がだめということでしたけど、6、7、8にしていただける と助かるなという感じです。できれば、28の週じゃないほうがありがたいなっていうぐ らい。
- **〇門脇委員長** ちょっと待ってください。とりあえずいけん日にちを決めて。皆さん、大 丈夫ですか。

[「はい。」と声あり]

○門脇委員長 それじゃ、①か②かどっちかに決めますんで、ちょっと皆さん、まず①のほうがよろしい人、挙手してください。②でよろしいですか。じゃ、②の11月6、7、8にしようと思います。よろしいですか。

[「異議なし」と声あり]

〇門脇委員長 では、委員会の視察につきましては、11月6、7、8に決めさせていただきます。

それでは、具体的な調整につきましては委員長、副委員長に一任をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

〇門脇委員長 それでは、決定し次第、委員の皆様にお知らせいたしますので御了承ください。

以上で総務政策委員会を閉会いたします。

午後4時45分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長 門 脇 一 男